

（補助方向指示器）

第216条 補助方向指示器の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第41条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、補助方向指示器の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

- 一 補助方向指示器は、前条第1項第2号の基準に準じたものであること。
- 二 補助方向指示器は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
- 2 指定自動車等に備えられている補助方向指示器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた補助方向指示器であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
- 3 補助方向指示器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第41条の2第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、補助方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。
 - 一 補助方向指示器は、前条第4項第2号、第5号、第6号、第14号及び第15号の基準に準じたものであること。
 - 二 補助方向指示器は、方向指示器と連動して点滅するものであること。
 - 三 二輪自動車に備える補助方向指示器は、その照明部の中心が地上2.3m以下となるように取り付けられていること。
- 4 指定自動車等に備えられている補助方向指示器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた補助方向指示器であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。